川島町教育委員会交際費支出基準

平成２３年１２月２８日

教育長決裁

（目的）

第１条　この基準は、町教育委員会を代表して外部との交際、交渉等に要する町教育委員会交際費の支出対象等を明示するものであり、町教育委員会が外部との交際上特に必要と認める場合に予算の範囲内で支出し、町教育委員会交際費の適正な支出を確保するものとする。

（表意者）

第２条　表意者は原則として町教育委員会とする。

（支出項目等）

第３条　支出項目及び支出金額は次のとおりとする。

(1)会費

教育行政遂行上及び社会通念上必要と認められ、意見交換を目的とする懇談会や会食の自己負担としての経費。実費とするが、会費が明示されていない場合は、飲食店においては５，０００円、その他の会場においては３，０００円を基準とする。

(2)慶祝

町教育委員会と密接な関係にあり又は貢献のある個人及び団体であって、記念式典や慶事等に出席したとの経費。実費とし、１０，０００円を限度とする。ただし、町教育委員会事務局職員及び川島町立小・中学校職員服務規程（昭和６１年教委規程第２号）第２条に規定する学校職員（以下「学校職員」という。）については支出しない。

(3)弔慰

町教育委員会と密接な関係にあり又は貢献のある個人及び団体であって、葬儀等に出席した場合の経費。別表に定める基準により支出するものとする。

(4)見舞い

町教育委員会と密接な関係にあり又は貢献のある個人及び団体であって、病気、負傷、災害等の見舞いに係る経費。別表に定める弔慰金に準じて支出する。ただし、町教育委員会事務局職員及び学校職員については支出しない。

(5)賛助・協賛

各種団体等が行う事業の趣旨に対する経費。社会通念上、妥当と認められる額を支出する。

(6)その他

上記に掲げるもののほか、教育行政推進上、町教育委員会が特に必要と認める場合に対する経費。社会通念上、妥当と認められる額を支出する。

２　町教育委員会に関する行事並びに飲食を伴わない各種団体の会議及び行事等については、支出しない。

３　自治会からの案内による地域の伝統行事等については、社会通念上、妥当と認められる額を支出する。

（公開）

第４条　町教育委員会交際費の支出状況は原則として全面公開する。ただし、相手方の個人情報やプライバシーに特段の配慮が必要な場合は除く。

（その他）

第５条　教育長は、町教育委員会交際費の支出内容や支出金額が常に住民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に応じて適宜この基準の見直しを行うものとする。

附　則

この訓令は、平成２４年１月１日から施行する。

別表(第３条関係)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象 | 区分 | 弔慰金 | 供花等 | 備考 |
| 町議会議員 | 本人 | ５，０００円 | 供花 |  |
| 配偶者 | ５，０００円 |  |
| 同居親族 | ５，０００円 |  |
| 町特別職 | 本人 |  | 供花 |  |
| 同居親族 |  | 供花 |
| 教育長・教育委員会委員 | 本人 | ５，０００円 | 供花 |  |
| 配偶者 | ５，０００円 |  |
| 同居親族 | ５，０００円 |  |
| 教育委員会附属機関等の委員 | 本人 | ５，０００円 | 供花 |  |
| 同居親族 |  | 弔電 |
| 非常勤特別職員 | 本人 | ５，０００円 | 供花 |  |
| 同居親族 |  | 弔電 |
| 非常勤職員・臨時職員 | 本人 |  | 弔電 |  |
| 同居親族 |  | 弔電 |
| 各種団体等の長 | 本人 |  | 弔電 |  |
| 教育委員会事務局職員 | 本人 |  | 供花 | 同居親族には別居の実父母も含む |
| 同居親族 |  | 供花 |
| 学校職員 | 本人 |  | 供花 | 同居親族には別居の実父母も含む |
| 同居親族（管理職） |  | 供花 |
| 同居親族（管理職以外の職員） |  | 弔電 |
| 上記の他、教育委員会が特に認めたもの | | 適宜対応 | |  |